

# 飯泉三区自治会ガイドブック



令和5年1月

# 飯泉三区自治会の概要

## 自治会とは

地域の人々が仲良く助け合い暮らしていくために、自主的に結成された組織です。今日の暮らしは複雑多様化し、多くの問題を抱えていることから、自治会に加入し地域の人々と気軽に付き合い、個人で悩むことなく地域みんなの力を結集して問題解決を図っていくことが望めます。また、東海地震や県西部地震の発生が懸念される現在、地域の団結は益々必要になります。そのためには地域における各種行事や活動を通じ、連帯感を育て住み良い町づくりを推進することが何よりも大切です。

## 1 活動方針と活動内容

地域内の防災、防犯、交通安全と環境整備を図ると共に、会員相互の親睦を図ることを活動方針とします。

＜主な活動＞

- (1) 地域力の向上：あいさつ運動、地域内の各種団体との連絡調整
- (2) 安心安全町づくり：自主防災組織の運営、防災訓練の実施、広域避難所の運営、地域見守りパトロールの実施、交通安全運動の実施
- (3) 環境問題の取組：地域内の清掃、ごみステーションの管理
- (4) 行政との連携

## 2 会員数（令和5年1月現在）

一般会員	311世帯
アパート会員	40世帯
法人会員	14社

## 3 年会費

◆一般会員（月額350円）…年額4,200円

（自治会費、日赤社費、年末助け合い、赤い羽根、健民祭、社会福祉協議会、神社祭礼費、公民館土地賃料など含む。）

※年度途中で加入された場合は、年度末までの残月数分を納入いただきます。

◆アパート会員（管理会社・オーナー）…年額：2,400円×入居世帯数

◆法人会員・・・年額7,000円

## 4 自治会構成員

<班名> A班・B班・C班・D班・E班（飯泉三区班区分図を参照してください）

<組数> 36組

	A班	B班	C班	D班	E班	計
組数	6	7	9	8	6	36
世帯数	54	63	91	68	35	311

（令和5年1月1日現在）

## 5 自治会加入のメリット

自治会加入のメリットというと、ごみステーションの設置、行政の配布物や回覧が届くと言ったものなど、生活に直結するものが思い浮かびます。

しかしこのほかにもいろいろな活動を行っており、地域住民が安心安全に生活していくために、日頃何気なく暮らしている中でも、地域の人たちが協力し合い対策をし、日々の安全を支えるために活動しており、そのおかげで安心して生活することが出来ているということは大きなメリットです。

特に防犯や防災活動などは、予防や有事の際の対策であり、何も起きていないときにはその重要性が分かりにくいものです。

### ・パトロール活動

小学校の登下校時に子供を見守ったり、不審者から子供を守るパトロール活動や地域全域の防犯・火災予防パトロールなどは自治会や学校、地域の団体などが協力して、地域の安全のため実施しています。

### ・防犯灯の設置・管理

狭く夜暗い道についている防犯灯の多くは自治会が要望して設置されたものです。点灯状況などの維持管理は自治会で行い、費用負担は市で行っています。

### ・自主防災組織と広域避難所の運営

自主防災組織は、市の地域防災計画に基づき自治会ごとに組織されています。自治会長や防災リーダーをはじめ、自治会役員などが防災訓練や災害時に住民の安全のた

め活動を行います。

また、地震、洪水により広域避難所が開設されたときは、自治会長を中心にした広域避難所運営委員会により避難所が運営されます。避難の際には隣近所や組内などで逃げ遅れている人がいないかなど確認しますが、それまで顔の見える関係ができているのといないのでは、安否確認の結果なども変わってきます。

東日本大震災により、被災地で避難所が開設されたときは、避難した地域の人達がお互いに支えあう、コミュニティ活動の大切さについて再認識させられました。

## 6 市が自治会に委託している業務

- (1) 市民への広報事項の周知徹底と市政に対する地区住民の要望や意見の取りまとめ
- (2) 「広報小田原」や行政関係の刊行物の回覧や配布
- (3) 自主防災組織の結成と育成強化
- (4) その他行政の事務委託

# 飯泉三区自治会規約

(目的)

**第1条** この規約は、地区内に居住する会員相互の親睦を図ると共に、地区内の安全及び環境の整備等、住みやすい地域作りに寄与することを目的とする。

(名称及び構成)

**第2条** 本会は、飯泉三区自治会と称し、地区在住の世帯員をもって構成する。

(事業)

**第3条** 本会は、第1条の目的を達成するため、行政からの委託事項並びに関係諸団体との協議事項その他必要な事業を行う。

(会費)

**第4条** 会員は、事業目的を達成するために、年額4,200円を納入する。

(班分け)

**第5条** 事業を円滑に進めるため、地区内を次の5班に分割する。

A班 1 ～ 3組

B班 4 ～ 10組

C班 11 ～ 13組

D班 14 ～ 17組

E班 18 ～ 25組

(役員)

**第6条** 本会に次の役員を置く。

会長 1名、 副会長 5名、 会計 1名、 理事 若干名、

会計監査 2名、 相談役 (必要な場合)

(役員を選任)

**第7条** 役員は次の手順によって選ぶものとする。

(1) 当該年度の組長の協議により、各班毎に次年度の副会長1名及び理事若干名を選出する。

(2) 役員会において、会長・会計・会計監査を互選する。

(役員任期)

**第8条** 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(役員任務)

**第9条** この条例において、次の各号に役員任務を定める

- (1) 会長は本会を代表し、会を統括する。
- (2) 副会長は当該班の日常自治会活動を統括すると共に、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。(内規第2項参照)
- (3) 会計は、財産の管理及び金銭収支の経理に当たる。
- (4) 理事は、本自治会活動の運営を分担執行する。
- (5) 会計監査は、会計事務の監査をする。
- (6) 相談役は、地区の重要な事項の相談に寄与する。

(組 長)

**第10条** 組長は、組を代表し、組内の意向を取りまとめ、会の円滑な運営に寄与すると共に、次年度役員を選任に当たる。(規約7条1項参照)

(機 関)

**第11条** 本会に、次の機関を置く。

定期総会、臨時総会、役員会、三役会、組長会

(会議の構成と決議)

**第12条** この条例において、次の各号に各会議の構成及び決議に関する事項を定める

- (1) 総会は、会長がこれを招集し、会議の議長となる。
- (2) 定期総会は、毎年1回、臨時総会は必要に応じ随時開催する。
- (3) 総会は、組を代表する組長が出席することを要し、議事は出席者の過半数をもって決定する。
- (4) 役員会は、会長、副会長、会計、理事をもって構成する。
- (5) 役員会は、役員の半数以上の出席を要し、議事は出席者の過半数をもって決定する。  
可否同数時は議長が決する。
- (6) 三役会は、会長、副会長、会計をもって構成する。
- (7) 組長会は、役員及び組長をもって構成する。

(各機関の審議事項)

**第13条** 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 予算、決算に関すること。
- (2) 規約に関すること。
- (3) 役員の承認に関すること。
- (4) 活動計画に関すること。
- (5) その他重要事項。

2 役員会は、会の運営上重要な事項並びに総会に諮るべき事項につき審議する。

3 三役会は、日常の会運営並びに総会、役員会に諮るべき事項につき協議する。

4 組長会は、各班毎に次年度の役員（副会長、理事）を選出する。

（会計年度）

**第14条** 本会の会計年度は、原則4月1日から翌年3月31日までとする。但し、総会開催日の関係で3月1日から翌年2月末日までの決算とすることを諒とする。

（帳簿）

**第15条** 本会は、次の帳簿を備えるものとする。

役員名簿、金銭出納簿、会費徴収簿、会議録、備品録、その他必要な簿冊。

（その他）

**第16条** この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項については役員会で定める

附 則

この規約は、平成16年2月14日より施行する。

附 則

この規約は、平成20年2月24日より施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日より施行する。

## 令和5年度飯泉三区自治会活動計画

月	日	曜日	開始時間	行事・活動	備 考
	毎週	日	6:30	ラジオ体操	会場：花の広場、第3防災倉庫前
4	2	日	13:30	定例役員会	
	6・7	水・木	7:30	通学時の見守り活動	
5	1	月	7:30	通学時の見守り活動	
			9:00	紅沢公園（南・北）の除草	
	7	日	10:00	役員会	
			19:00	三区全域防犯パトロール	
	14	日	9:00	クリーンさかわ	
6	1	水	7:30	通学時の見守り活動	
			9:00	三区全域清掃活動	
	11	日	10:00	定例役員会	
	18	日	10:00	馬鍬洗い	主催：飯泉八幡神社
7	3	月	7:30	通学時の見守り活動	
			9:00	紅沢公園（南・北）の除草	
			10:00	定例役員会	
	22	土	17:00	三区夏祭り	雨天の場合23日に順延
	23	日	6:30	夏休子どもラジオ体操（～27日）	会場：花の広場、紅沢北公園、第3防災倉庫前
	30	日	11:30	夏祭り反省会	
8	6	日	13:30	役員会	
			19:00	三区全域防犯パトロール	
	26	土	6:30	夏休子どもラジオ体操（～30日）	会場：花の広場、紅沢北公園、第3防災倉庫前
9	1, 4	金	7:30	通学時の見守り活動	
			9:00	紅沢公園（南・北）の除草	
	10	日	10:00	役員会	
	18	月	10:00	敬老行事	
	30	土	8:00	神社祭典（宵宮）	
10	1	日	8:00	神社祭典（神輿巡行）	
	2	月	7:30	通学時の見守り活動	
			9:00	三区全域清掃活動	
	15	日	10:00	定例役員会	
	22	日	8:30	小田原市いっせい総合防災訓練	地震想定
	29	日	8:00	豊川地区健民祭	会場：豊川小グラウンド
			18:00	神社祭典反省会	主催：飯泉八幡神社
11	1	水	7:30	通学時の見守り活動	
			7:30	全市一斉あいさつ運動	
			終 日	全市一斉美化清掃運動	
	12	日	9:00	紅沢公園（南・北）の除草	
			10:00	定例役員会	
		19:00	三区全域防犯パトロール		
	19	日	13:30	高齢者訪問事業	
	23	木	9:00	勤労感謝祭	主催：飯泉八幡神社
12	1	金	7:30	通学時の見守り活動	
			9:00	三区全域清掃活動	主催：飯泉青少年育成会
	3	日	10:00	役員会	
	17	日	19:00	三区全域火災予防パトロール	
1	1	日	10:00	新年祝賀式典・賀詞交歓会	会場：八幡神社、飯泉公民館
	13	土	8:00	どんど焼き	
	9,10	火・水	7:30	通学時の見守り活動	
	14	日	13:30	定例役員会	
2	1	木	7:30	通学時の見守り活動	
			9:00	三区全域清掃活動	
	11	日	10:00	定例役員会	
	25	日	13:30	組長会	
3	1	金	7:30	通学時の見守り活動	
	10	日	13:30	役員会	
	17	日	13:30	飯泉三区自治会総会	

## 令和4年度 飯泉三区自治会自主防災組織表

令和4年4月1日

班	班 長	班 員	業 務
広報情報班	石川 明男	組長：A1-2 式地、A2 久保寺 A2-2 言川、A2-3 玉木	情報収集伝達 指揮命令の伝達 組織内外の連絡
消 火 班	安藤 大輔	剛一 組長：B5 辻井、B7 竹本 B9 太田	出火防止と初期消火 救出救護との連携
救出救護班	遠藤 芳雄	渡邊 寿一 組長：B10 星崎、C11 真田 C12 阿部、C12-2 石塚	負傷者の救出と搬送 負傷者の応急処置
避難誘導班	岩本 龍明	松永 拓也 組長：C12-3 鈴木、C12-4 中瀬戸 C13 永井	安全な避難誘導 避難者の把握 避難者の救援活動
給食給水班	山口 松子	湯浅 道子 組長：C13-2 土屋、C13-3 佐々木 D14 殿内	炊き出し、水の確保 食料、飲料水、生活必需品等 の分配
衛 生 班	鈴木 良一	組長：D14-2 高橋、D14-3 露木 D15 仁尾、D15-2 和田	仮設トイレの設置 ゴミ処理及び消毒 環境保持
警 備 班	西村 司	組長：D15-3 小野、D16 中島 E18 武田、E20 小川	地域内の防犯・警備
要援護者班	浅見民生委員	神谷民生委員 組長：E22 清水、E23 天野 E25 足立	災害時要援護者の避難 ボランティアとの連絡調整

自主防災組織は、原則自治会役員・民生委員・班長をもって編成していますが、班長については年齢などを考慮して編成しています。

# 自治会加入申込書

住 所	小田原市飯泉				
電話番号	電話           —           —				
世 帯 主	要支援	(フリガナ) 氏 名	生年月日 (年齢)	性別	
世帯主の氏名・年齢・性別を ご記入ください。			(     )		
同 居 人	要支援	氏 名	年齢	続柄	性別
同居人の氏名・年齢・続柄・ 性別をご記入ください。					
※ 災害時支援を必要とする者は、要支援に○印をしてください。					

## 飯泉三区自治会組長整理事項

班	組	組 長	加入月日	配布・受取日を記入
A	2	久保寺 勝男	4月1日	ガイドブック他配布日 (   月   日) 加入申込書受取日 (   月   日)